

平成 25 年 11 月 28 日

各 位

会社名 日立造船株式会社
代表者名 取締役社長兼 C O O 谷所 敬
(コード番号 7004 東証第 1 部)
問合せ先 総務・人事部長 森本 勝一
(TEL. 06-6569-0013)

会社名 株式会社ニチゾウテック
代表者名 取締役社長 菱川 道生
(コード番号 4654 東証第 2 部)
問合せ先 総務部長 奈須 良倫
(TEL. 06-6555-7050)

日立造船株式会社による株式会社ニチゾウテックの 株式交換による完全子会社化に関するお知らせ

日立造船株式会社（以下「日立造船」といいます。）及び株式会社ニチゾウテック（以下「ニチゾウテック」といいます。）は、本日開催のそれぞれの取締役会において、日立造船を株式交換完全親会社とし、ニチゾウテックを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、本日、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本株式交換は、日立造船については、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会による承認を受けずに、ニチゾウテックについては、平成 26 年 2 月 14 日開催予定の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、平成 26 年 4 月 1 日を効力発生日として行う予定です。

また、本株式交換の効力発生日（平成 26 年 4 月 1 日予定）に先立ち、ニチゾウテックの普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部において、平成 26 年 3 月 27 日付で上場廃止（最終売買日は平成 26 年 3 月 26 日）となる予定です。

なお、日立造船は、本日、アタカ大機株式会社（以下「アタカ大機」といいます。）との間で合併（以下「本合併」といいます。）を行うこと（本株式交換の効力発生日が本合併の効力発生日と同日となる場合には、本株式交換の効力は、本合併の効力が生じた後に生ずるものとします。）を決議し、両社の間で合併契約を締結しております。本合併の詳細については、日立造船及びアタカ大機が本日付で別途公表しております「日立造船株式会社とアタカ大機株式会社の合併契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

日立造船グループ（以下に定義されます。）は、主として環境装置、プラント、機械、プロセス機器、インフラ設備、精密機械等の設計、製作、据付、販売、修理、保守・保全及び運営等を主な事業としており、平成 25 年 9 月 30 日現在、日立造船、連結子会社 77 社及び持分法適用会社 14 社（以下「日立造船グループ」といいます。）で構成されております。

日立造船グループは、現在、平成 28 年度（2016 年度）における経営目標として、長期ビジョン「Hitz 2016 Vision」を掲げ、事業規模の拡大、事業収益力の向上及び財務体質の強化を目指しております。また、この長期ビジョン「Hitz 2016 Vision」の実現に向けた基盤づくりのための経営施策として、平成 23

年度を初年度とする3か年の中期経営計画「Hitz Vision」を策定し、事業伸長力の強化、バランスの取れた事業構造の構築、業界ナンバーワンの収益力実現のための事業戦略の推進、将来収益につながる新事業・新分野の開発、財務体質の強化、企業風土の更なる改革と人材の育成といった重点施策を推進しております。

「Hitz 2016 Vision」、「Hitz Vision」において、日立造船グループでは、環境の改善、資源とエネルギーの有効活用、再生可能エネルギーの利用拡大等に関連する「グリーンエネルギー分野」及び効率的で安全・安心な社会の実現、災害に強い社会基盤の構築に向けた「社会インフラ整備・防災分野」を重点分野としており、これらの事業領域において、現有製品のビジネスモデル変革とグローバル展開、成長の原動力となる新製品開発の加速化を推進しております。

社会インフラ整備・防災分野では、橋梁、シールド掘進機、水門、海洋土木等の製品を通じて、幅広く社会インフラ整備・保全に貢献するとともに、津波被害の軽減を図るためのGPS波浪計や津波・高潮対策としてのフラップゲート式可動防波堤・防潮堤等、より多くの人命や財産を守るための防災関連事業に積極的に取り組んでおります。

一方、ニチゾウテックは、昭和50年に日立造船非破壊検査株式会社として設立され、昭和61年にメンテナンス会社4社を吸収合併して現社名に変更しております。以降、業容を拡大し、今日では構造物等の各種検査・計測・診断からなる「技術コンサルティング」、プラント設備・生産設備・駐車場誘導管制システム的设计・製作・据付、工場・倉庫の建設等からなる「エンジニアリング」、機械・設備の保守点検・運転等の「メンテナンス」の3つの技術領域の事業を総合的に行っており、日立造船グループのプラント事業分野、社会インフラ整備・防災分野における主要子会社となっております。

ニチゾウテックは、平成23年度から平成25年度までの3か年の中期経営計画「EARNEST-13」の下、基盤である技術コンサルティング事業、エンジニアリング事業、メンテナンス事業の3事業分野の強化・拡大を図るため、「受注の獲得」、「収益の確保」、「技術力の強化」、「人と組織の活性化」の4点を重点方針とした経営施策を推進しております。

日立造船とニチゾウテックは、既にグループとしての経営戦略を共有し、グループの総力を挙げた事業展開を行っております。一方で、ニチゾウテックを含む日立造船グループを取り巻く環境は、主要事業において、官需は総発注量の減少と参入企業の増加から、民需は輸出環境の改善が見られるものの国内の設備投資に大幅な改善の兆しもないことから、官・民需とも受注競争が激しく、総じて厳しい状況が続くものと思われます。このような状況の下、日立造船とニチゾウテックは、以前より両社の協業体制に関する議論を行っていましたが、その一環として、平成25年7月頃、日立造船より株式交換による完全子会社化に向けての協議をニチゾウテックに申し入れ、検討を開始いたしました。その後、両社で協議を重ねた結果、日立造船及びニチゾウテックは、日立造船がニチゾウテックを完全子会社化することにより、ニチゾウテックの事業特性や運営・体制の優れた点を十分に活かしつつ相互の連携を強化し、日立造船グループにおける社会インフラ整備・防災分野の更なる成長に向けた取組みを加速し、ソリューションビジネスの強化や海外事業展開を拡大していくことが、ニチゾウテックの企業価値向上のみならず、日立造船グループ全体の企業価値向上のために非常に有益であるとの結論に至りました。

具体的には、ニチゾウテックが保有する検査・計測・診断の技術や情報を活用し、国内で近年顕在化してきた橋梁・水門等の社会インフラの老朽化対策工事において、日立造船の提案力強化につなげることや、日立造船の納入したプラントの更新・改造、メンテナンス等のニーズをニチゾウテックが担うこと、また、主要顧客の海外進出に積極的に対応し海外事業展開の拡大を図ること等が見込まれます。さらには、グループ経営の強化・拡充により、有資格者・技術者等の人材の有効活用や開発テーマの事業化のスピードアップ等の相乗効果も見込まれます。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

| | |
|-----------------------|-----------------------|
| 本株式交換契約締結の取締役会決議日（両社） | 平成 25 年 11 月 28 日 |
| 本株式交換契約締結日（両社） | 平成 25 年 11 月 28 日 |
| 臨時株主総会基準日公告日（ニチゾウテック） | 平成 25 年 12 月 16 日（予定） |
| 臨時株主総会基準日（ニチゾウテック） | 平成 25 年 12 月 31 日（予定） |
| 臨時株主総会開催日（ニチゾウテック） | 平成 26 年 2 月 14 日（予定） |
| 最終売買日（ニチゾウテック） | 平成 26 年 3 月 26 日（予定） |
| 上場廃止日（ニチゾウテック） | 平成 26 年 3 月 27 日（予定） |
| 本株式交換の予定日（効力発生日） | 平成 26 年 4 月 1 日（予定） |

(注 1) 日立造船は、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う予定です。

(注 2) 上記日程は、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両社が協議し合意の上、変更されることがあります。

(2) 本株式交換の方式

日立造船を株式交換完全親会社、ニチゾウテックを株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、日立造船については、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けずに行う予定です。ニチゾウテックについては、平成 26 年 2 月 14 日に開催予定の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で行う予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

| 会社名 | 日立造船 (株式交換完全親会社) | ニチゾウテック (株式交換完全子会社) |
|-----------------|--------------------------|------------------------|
| 本株式交換に係る割当ての内容 | 1 | 0.82 |
| 本株式交換により交付する株式数 | 日立造船普通株式：2,062,717 株（予定） | |

(注 1) 株式の割当比率

ニチゾウテックの普通株式 1 株に対して、日立造船の普通株式 0.82 株を割当て交付します。ただし、日立造船が保有するニチゾウテックの普通株式（平成 25 年 11 月 28 日現在 3,960,850 株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注 2) 本株式交換により交付する株式数

日立造船は、本株式交換に際して、日立造船の普通株式 2,062,717 株（予定）を、日立造船がニチゾウテックの発行済株式の全部（ただし、日立造船が保有するニチゾウテックの普通株式を除きます。）を取得する時点の直前時（ただし、本株式交換の効力発生日が本合併の効力発生日と同日となる場合には、本合併の効力が生ずる時点より後の時点とします。以下「本株式交換基準時」といいます。）のニチゾウテックの株主（ただし、日立造船を除きます。）に対して、割当て交付する予定ですが、交付する日立造船の普通株式には日立造船が保有する自己株式（平成 25 年 10 月 31 日現在 2,737,338 株）を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

なお、ニチゾウテックは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して会社法第 785 条第 1 項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによってニチゾウテックが取得する自己株式を含みます。）の全部を、本株式交換基準時の直前の時点（ただし、当該買取りがあった場合には、当該買取りの効力が生じた後の時点とします。）をもって消却する予定であり、ニチゾウテックが本株式交換基準時の直前の時点までに保有することとなる自己株式数等により、日立造船の交付する普通株式総数は今後修正される可能性があります。

(注 3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、日立造船の単元未満株式（100 株未満）を保有することとなるニチゾウテックの株主につきましては、日立造船の普通株式に関する以下の制度をご利用いただくことが

できます。なお、取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

①単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、日立造船の単元未満株式を保有する株主が、日立造船に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

②単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項及び日立造船の定款の規定に基づき、日立造船の単元未満株式を保有する株主が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の普通株式を日立造船から買増すことを請求することができる制度です。

（注4）1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、日立造船の普通株式1株に満たない端数の交付を受けることとなるニチゾウテックの株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の日立造船の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付いたします。

（4）本株式交換に伴うニチゾウテックの新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

ニチゾウテックは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

（1）算定の基礎

本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、各社がそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、日立造船は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、ニチゾウテックは野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、日立造船及びニチゾウテックの両社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析（平成25年11月27日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における日立造船株式及び東京証券取引所市場第二部におけるニチゾウテック株式のそれぞれの、算定基準日までの直近1か月間、3か月間及び6か月間の各取引日における終値平均値を算定の基礎としております。）を、また比較可能な上場類似企業が存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）を採用いたしました。

日立造船株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は、以下のとおりとなります。

| 採用手法 | 株式交換比率の算定結果 |
|----------|-------------|
| 市場株価分析 | 0.61～0.64 |
| 類似企業比較分析 | 0.76～1.27 |
| DCF分析 | 0.64～1.66 |

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、上記株式交換比率の算定に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて両社の財務予測に関する情報については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の算定は、平成25年11月27日までの上記情報を反映したものであります。なお、三菱

UFJ モルガン・スタンレー証券が DCF 分析による算定の前提とした両社の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

一方、野村證券は、日立造船については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、また日立造船には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

ニチゾウテックについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、またニチゾウテックには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を、それぞれ採用して算定を行いました。

日立造船株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の各算定方法の算定結果は、以下のとおりです。

| 採用手法 | 株式交換比率の算定結果 |
|---------|-------------|
| 市場株価平均法 | 0.609～0.643 |
| 類似会社比較法 | 0.756～1.051 |
| DCF 法 | 0.680～1.017 |

市場株価平均法では、日立造船については、算定基準日である平成 25 年 11 月 27 日を基準日として、日立造船株式の東京証券取引所市場第一部における基準日の終値、平成 25 年 11 月 21 日から基準日までの直近 5 営業日の終値単純平均値、平成 25 年 10 月 28 日から基準日までの直近 1 か月間の終値単純平均値、平成 25 年 8 月 28 日から基準日までの直近 3 か月間の終値単純平均値及び平成 25 年 5 月 28 日から基準日までの直近 6 か月間の終値単純平均値を用いて、ニチゾウテックについては、算定基準日である平成 25 年 11 月 27 日を基準日として、ニチゾウテック株式の東京証券取引所市場第二部における基準日の終値、平成 25 年 11 月 21 日から基準日までの直近 5 営業日の終値単純平均値、平成 25 年 10 月 28 日から基準日までの直近 1 か月間の終値単純平均値、平成 25 年 8 月 28 日から基準日までの直近 3 か月間の終値単純平均値及び平成 25 年 5 月 28 日から基準日までの直近 6 か月間の終値単純平均値を用いて評価を行い、それらの結果を基に株式交換比率のレンジを 0.609～0.643 として算定しております。

類似会社比較法では、両社の事業内容の類似性を考慮し、日立造船については株式会社タクマ、株式会社神鋼環境ソリューション、三菱重工業株式会社、川崎重工業株式会社、株式会社 I H I、住友重機械工業株式会社及び三井造船株式会社を類似会社として、ニチゾウテックについては新興プランテック株式会社、トーヨーカネツ株式会社、富士古河 E & C 株式会社及び田辺工業株式会社を類似会社として選定した上、企業価値に対する償却前営業利益の倍率（以下「EBITDA マルチプル」といいます。）、企業価値に対する営業利益の倍率及び時価総額に対する修正純利益（経常利益に（1－法定実効税率）を乗じて算出）の倍率を用いて評価を行い、それらの結果を基に株式交換比率のレンジを 0.756～1.051 として算定しております。

DCF 法では、両社それぞれより提供された利益計画を基に、将来において創出すると見込まれる本株式交換を前提とせずにそれぞれが事業を継続すると仮定した場合のフリー・キャッシュ・フローを用いて企業価値や株式価値を評価しております。なお、割引率は、日立造船については 4.75%～5.25% を、ニチゾウテックについては 5.50%～6.00% を採用しており、また、継続価値の算定にあたっては永久成長率法及びマルチプル法を採用し、永久成長率法では両社共に永久成長率-0.25%～+0.25% を採用し、マルチプル法では日立造船については EBITDA マルチプル 6.5 倍～8.0 倍、ニチゾウテックについては EBITDA マルチプル 3.5 倍～4.5 倍を採用して評価を行い、それらの結果を基に株式交換比率のレンジを 0.680～1.017 として算定しております。なお、野村證券が DCF 法による算定の前提とした両社の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

野村證券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情

報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成 25 年 11 月 27 日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

（2）算定の経緯

日立造船及びニチゾウテックは、それぞれ上記の第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また、各社において両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえ両社間で真摯に交渉・協議を行いました。その結果、両社は、上記 2.

（3）記載の株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断し、平成 25 年 11 月 28 日に開催された両社の取締役会にて本株式交換の株式交換比率を決定し、同日、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

（3）算定機関との関係

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券及び野村証券はいずれも、日立造船及びニチゾウテックから独立した算定機関であり、日立造船及びニチゾウテックの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

（4）上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成 26 年 4 月 1 日をもって、日立造船はニチゾウテックの完全親会社となり、完全子会社となるニチゾウテックの普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、平成 26 年 3 月 27 日付で上場廃止（最終売買日は平成 26 年 3 月 26 日）となる予定であります。上場廃止後は、ニチゾウテックの普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなりますが、日立造船を除くニチゾウテックの株主に対しては、本株式交換契約に従い、上記 2.（3）記載のとおり、日立造船の普通株式が割り当てられます。

本株式交換の目的は上記 1. に記載のとおりであり、結果として、ニチゾウテックの普通株式は上場廃止となる予定であります。ニチゾウテックの普通株式が上場廃止になった後も、本株式交換の対価として交付される日立造船の普通株式は、東京証券取引所に上場されているため、ニチゾウテックの普通株式を 122 株以上保有し、本株式交換により日立造船の単元株式数である 100 株以上の日立造船の普通株式の割当てを受ける株主は、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1 単元以上の株式については引き続き取引所市場において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

ただし、122 株未満のニチゾウテックの普通株式を保有する株主には、単元株式数に満たない日立造船の普通株式が割り当てられます。単元未満株式については取引所市場において売却することはできませんが、株主のご希望により買取制度又は買増制度をご利用いただくことが可能です。これらの取扱いの詳細については、上記 2.（3）の（注 3）をご参照ください。

また、1 株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記 2.（3）の（注 4）をご参照ください。

なお、ニチゾウテックの株主は、最終売買日である平成 26 年 3 月 26 日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有するニチゾウテックの普通株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(5) 公正性を担保するための措置

本株式交換の検討にあたって、日立造船は既にニチゾウテックの発行済株式総数の 61.9%（間接保有分を含みます。）を保有していることから、本株式交換は、ニチゾウテックにとって支配株主との取引等に該当し、公正性を担保する必要があると判断しました。

そのため、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保する観点から、本株式交換の実施にあたり、両社は上記 3.（1）記載のとおり、それぞれ第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、真摯に交渉・協議を行い、上記記載の合意した株式交換比率により本株式交換を行うことを、平成 25 年 11 月 28 日開催のそれぞれの取締役会で決議しました。

なお、日立造船及びニチゾウテックは、いずれも、各第三者算定機関から株式交換比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

また、本株式交換の法務アドバイザーとして、日立造船は西村あさひ法律事務所を、ニチゾウテックは長島・大野・常松法律事務所を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。なお、西村あさひ法律事務所及び長島・大野・常松法律事務所は、いずれも日立造船及びニチゾウテックから独立しており、重要な利害関係を有しません。

(6) 利益相反を回避するための措置

ニチゾウテックは日立造船の連結子会社に該当することから、利益相反を回避するため、以下のような措置を講じております。

ニチゾウテックの取締役のうち、社外取締役である中村敦氏は日立造船の従業員を兼務しているため、平成 25 年 11 月 28 日開催のニチゾウテックの取締役会における本株式交換の審議及び決議には参加しておらず、ニチゾウテックの立場で日立造船との本株式交換の協議及び交渉にも参加していません。また、ニチゾウテックの監査役のうち、社外監査役である宮崎寛氏は日立造船の従業員を兼務しているため、平成 25 年 11 月 28 日開催のニチゾウテックの本株式交換に係る取締役会の審議には参加しておらず、何らの意見表明も行っておらず、また、ニチゾウテックの立場で日立造船との本株式交換の協議及び交渉に参加していません。なお、両氏を除き、いずれのニチゾウテックの役員も、直近 5 年間に於いて、日立造船又はその関係会社（ニチゾウテック及びその子会社を除きます。）の役員又は従業員ではありません。

ニチゾウテックの取締役会における本株式交換に関する議案は、ニチゾウテックの取締役 6 名のうち、上記中村敦氏を除く 5 名の全員一致により承認可決されており、かつ、ニチゾウテックの監査役 4 名のうち、上記宮崎寛氏を除く監査役 3 名が出席し、その全員が、本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

また、ニチゾウテックは、平成 25 年 10 月 7 日、本株式交換がニチゾウテックの少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを可及的に防止するため、支配株主である日立造船との間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である渡辺徹氏（弁護士、北浜法律事務所・外国法共同事業）、高島志郎氏（弁護士、弁護士法人淀屋橋・山上合同）及び坂井俊介氏（公認会計士）の 3 名によって構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置し、本株式交換を検討するにあたって、第三者委員会に対し、（i）本株式交換の目的が合理的か（本株式交換がニチゾウテックの企業価値の向上に資するかを含みます。）、（ii）本株式交換における株式交換比率の公正性が確保されているか、（iii）本株式交換において公正な手続を通じてニチゾウテックの株主の利益に対する配慮がなされているか、及び（iv）本株式交換を行うとの決議をニチゾウテックの取締役会が行うことが、ニチゾウテックの少数株主にとって不利益なものでないかについて、意見を諮問しました。

第三者委員会は、平成 25 年 10 月 7 日から平成 25 年 11 月 27 日までに、会合を合計 5 回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行うなどして、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討にあたり、ニチゾウテックから、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、ニチゾウテックの企業価値の内容、並びに株式交換比率を含む本株式交換の諸条件の交渉経緯及び決定過程についての説明を受けており、また、野村證券から本株式交

換における株式交換比率の評価に関する説明を受けております。また、ニチゾウテックの法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本株式交換に係るニチゾウテックの取締役会的意思決定の方法及び過程に関する説明を受けております。第三者委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本株式交換を行うとの決議をニチゾウテックの取締役会が行うことが、ニチゾウテックの少数株主にとって特段不利益なものであると考える事情は認められない旨の答申書を、平成 25 年 11 月 28 日付で、ニチゾウテックの取締役会に対して提出しております。第三者委員会の意見の概要については、下記 8. をご参照ください。

ニチゾウテックは、以上のニチゾウテックにおける取締役会決議の方法その他の利益相反を回避するための措置に関して、ニチゾウテックの法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から法的助言を受けております。

4. 本株式交換の当事会社の概要（平成 25 年 3 月 31 日現在）

| | 株式交換完全親会社 | 株式交換完全子会社 |
|---------------|---|---|
| (1) 名称 | 日立造船株式会社 | 株式会社ニチゾウテック |
| (2) 所在地 | 大阪市住之江区南港北一丁目 7 番 89 号 | 大阪市大正区鶴町二丁目 15 番 26 号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 取締役社長兼 C O O 谷所 敬 | 取締役社長 菱川 道生 |
| (4) 事業内容 | 環境装置、プラント、機械、プロセス機器、インフラ設備、精密機械等の設計、製作、据付、販売、修理、保守・保全及び運営等 | 構造物等の各種検査・計測・診断、機械・設備・プラント等のエンジニアリング、設備の保守管理・運転までの技術サービス等 |
| (5) 資本金 | 45,442 百万円 | 1,242 百万円 |
| (6) 設立年月日 | 昭和 9 年 5 月 29 日 | 昭和 50 年 1 月 21 日 |
| (7) 発行済株式数 | 796,073,282 株(注 1、2) | 6,600,000 株 |
| (8) 決算期 | 3 月 31 日 | 3 月 31 日 |
| (9) 従業員数 | (連結) 9,039 名 | (連結) 502 名 |
| (10) 主要取引先 | — | 日立造船(株) ジャパン マリンユナイテッド(株) (株)環境総合テクノス (株)安川電機 本田技研工業(株) パナソニックプラントエンジニアリング(株) 舞鶴市 |
| (11) 主要取引銀行 | (株)三菱東京 UFJ 銀行 (株)みずほコーポレート銀行(注 3) 三菱 UFJ 信託銀行(株) 三井住友信託銀行(株) (株)京都銀行 | (株)三菱東京 UFJ 銀行 (株)みずほ銀行 三菱 UFJ 信託銀行(株) |

| | | | | |
|--------------------|--|-------|--------------|--------|
| (12) 大株主及び 持株比率 | 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) | 7.95% | 日立造船(株) | 60.01% |
| | 日本マスターラスト信託銀行(株)(信託口) | 7.31% | ニチゾウテック職員持株会 | 3.76% |
| | (株)三菱東京UFJ銀行 | 3.11% | アタカ大機(株) | 1.82% |
| | 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口9) | 2.15% | 青山大藏 | 1.74% |
| | 日立造船(株) | 1.55% | (株)三菱東京UFJ銀行 | 1.36% |
| | (株)損害保険ジャパン(常任代理人 資産 管理サービス信託銀行(株)) | 1.26% | 日本生命保険相互会社 | 1.36% |
| | 日本生命保険相互会社 | 1.07% | 高木康秀 | 0.95% |
| | 野村信託銀行(株)(投信口) | 0.95% | (株)みずほ銀行 | 0.64% |
| | 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口1) | 0.89% | 樋上駿 | 0.56% |
| | 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口6) | 0.88% | 四戸怜一 | 0.52% |

| | |
|-----------------|---|
| (13) 当事会社間の関係 | |
| 資本関係 | 日立造船は、ニチゾウテックの発行済株式総数(6,600,000株)の61.9%に相当する4,085,850株(間接保有分125,000株を含みます。)を保有しております。 |
| 人的関係 | 日立造船の従業員1名が、ニチゾウテックの社外取締役役に、日立造船の従業員1名が、ニチゾウテックの社外監査役にそれぞれ就任しております。 |
| 取引関係 | ニチゾウテックは、日立造船から、検査業務の受託、プラント機器の設計・製作・据付、エンジニアリング及び工場設備の建設・メンテナンスの請負い等を行っております。 |
| 関連当事者への 該当状況 | ニチゾウテックは日立造船の連結子会社であり、日立造船とニチゾウテックは相互に関連当事者に該当します。 |

| | | | | | | |
|-----------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| (14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 | | | | | | |
| 決算期 | 日立造船 | | | ニチゾウテック | | |
| | 平成23年 3月期 | 平成24年 3月期 | 平成25年 3月期 | 平成23年 3月期 | 平成24年 3月期 | 平成25年 3月期 |
| 連結純資産 | 101,968 | 111,046 | 115,125 | 5,577 | 5,602 | 5,748 |
| 連結総資産 | 380,248 | 375,788 | 366,346 | 10,174 | 10,619 | 10,038 |
| 1株当たり連結純資産(円) | 109.75 | 120.07 | 125.57 | 845.43 | 849.15 | 871.43 |
| 連結売上高 | 287,196 | 303,036 | 296,792 | 11,382 | 11,184 | 9,965 |
| 連結営業利益 | 13,358 | 11,367 | 11,362 | 517 | 288 | 399 |
| 連結経常利益 | 12,010 | 10,768 | 11,246 | 533 | 346 | 414 |
| 連結当期純利益 | 9,674 | 9,318 | 7,410 | 246 | 124 | 235 |
| 1株当たり連結当期純利益(円) | 12.19 | 11.74 | 9.36 | 37.30 | 18.89 | 35.66 |
| 1株当たり配当金(円) | 2.00 | 2.00 | 2.00 | 15.00 | 15.00 | 15.00 |

(単位：百万円。特記しているものを除きます。)

(注1) 日立造船は、平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行い、発行済株式数は159,214,656株となっております。

(注2) 日立造船は、平成26年4月1日を効力発生日として、本合併を行うことを予定しており、本合併に際して、その対価の一部として新たに普通株式を発行することを予定していることから、これに伴って

発行済株式数も増加する予定です。詳細については、日立造船及びアタカ大機が本日付で別途公表しております「日立造船株式会社とアタカ大機株式会社の合併契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。

(注3) 株式会社みずほコーポレート銀行と株式会社みずほ銀行は、平成 25 年 7 月 1 日を効力発生日として合併しております。これに伴い、株式会社みずほコーポレート銀行は、株式会社みずほ銀行に商号変更されております。

5. 本株式交換後の状況

| | | 株式交換完全親会社 |
|-----|-----------|--|
| (1) | 名 称 | 日立造船株式会社 |
| (2) | 所 在 地 | 大阪市住之江区南港北一丁目 7 番 89 号 |
| (3) | 代表者の役職・氏名 | 取締役社長兼 C O O 谷所 敬 |
| (4) | 事 業 内 容 | 環境装置、プラント、機械、プロセス機器、インフラ設備、精密機械等の設計、製作、据付、販売、修理、保守・保全及び運営等 |
| (5) | 資 本 金 | 現時点では確定しておりません。 |
| (6) | 決 算 期 | 3 月 31 日 |
| (7) | 純 資 産 | 現時点では確定しておりません。 |
| (8) | 総 資 産 | 現時点では確定しておりません。 |

6. 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下の取引等に該当する見込みです。

7. 今後の見通し

本株式交換の効力発生日は平成 26 年 4 月 1 日を予定していることから、本株式交換が平成 26 年 3 月期の業績に与える影響はありません。平成 27 年 3 月期以降の日立造船の連結業績に与える影響等につきましては、現時点では確定しておりません。今後、公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示します。

8. 支配株主との取引等に関する事項

本株式交換は、日立造船がニチゾウテックの発行済株式総数の 61.9%（間接保有分を含みます。）を保有している支配株主であることから、ニチゾウテックにとって支配株主との取引等に該当しません。

ニチゾウテックが、平成 25 年 7 月 10 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書においては「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、ニチゾウテックと親会社である日立造船との取引については、一般取引先と同様に商取引上公正かつ適正な条件で取引する方針である旨を記載しております。

この点、ニチゾウテックは、上記 3.（5）及び（6）記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、本株式交換における株式交換比率を決定し、本株式交換を行う予定です。したがって、本株式交換は上記のニチゾウテックの「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

また、上記 3.（6）記載のとおり、ニチゾウテックは、平成 25 年 10 月 7 日、本株式交換がニチゾウテックの少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを可及的に防止するため、第三者委員会を設置しております。ニチゾウテックは、本株式交換を検討するにあたって、第三者委員会に対し、（i）本株式交換の目的が合理的か（本株式交換がニチゾウテックの企業価値の向上に資するかを含みます。）、（ii）本株式交換における株式交換比率の公正性が確保されているか、（iii）本株式交換において公正な手続を通じてニチゾウテック株主の利益に対する配慮がなされているか、及び（iv）本株式交換を行うとの決議をニチゾウテックの取締役会が行うことが、ニチゾウテックの少数株主にとって不利益なものでないかについて、意見を諮問しました。その結果、平成 25 年 11 月 28 日

付で、第三者委員会より、①上記（i）に関しては、本株式交換はニチゾウテックの企業価値の向上に資するものであり、本株式交換の目的は合理的であること、②上記（ii）に関しては、本株式交換における株式交換比率の公正性の確保について、不合理・不自然な点は認められないこと、③上記（iii）に関しては、公正な手続を通じてニチゾウテック株主の利益に対する配慮がなされていること、及び④上記（iv）に関しては、本株式交換を行うとの決議をニチゾウテックの取締役会が行うことが、ニチゾウテックの少数株主にとって特段不利益なものであると考える事情は認められない旨の答申書を入手しております。

以 上

（参考）当期連結業績予想及び前期連結実績

日立造船（当期連結業績予想は平成 25 年 10 月 31 日公表分）

（単位：百万円）

| | 連結売上高 | 連結営業利益 | 連結経常利益 | 連結当期純利益 |
|--------------------------|---------|--------|--------|---------|
| 当期業績予想 （平成 26 年 3 月期） | 320,000 | 13,000 | 10,000 | 7,500 |
| 前期実績 （平成 25 年 3 月期） | 296,792 | 11,362 | 11,246 | 7,410 |

ニチゾウテック（当期連結業績予想は平成 25 年 10 月 31 日公表分）

（単位：百万円）

| | 連結売上高 | 連結営業利益 | 連結経常利益 | 連結当期純利益 |
|--------------------------|--------|--------|--------|---------|
| 当期業績予想 （平成 26 年 3 月期） | 13,700 | 700 | 700 | 410 |
| 前期実績 （平成 25 年 3 月期） | 9,965 | 399 | 414 | 235 |